就農ガイドブック

～意欲と情熱を持って「地域で活躍する」就農者を支援します！～

伊勢崎市版

令和8年度版

～目　次～

伊勢崎市の農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
就農までのみちのり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
伊勢崎におけるナスやホウレンソウ栽培の魅力・・・・・・　３
就農までの流れ・・　４
体験事業と栽培技術の修得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
農地の確保・・・　６
各種助成制度・・・　７
青年等就農計画認定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
新規就農者育成総合対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９～１２
私が、伊勢崎で就農（起業）する心構え・・・・・・・・・・・・・　１３

伊勢崎市の農業

伊勢崎市は赤城山麓の南端に位置し、南部は利根川を挟んで埼玉県と隣接しています。緩やかな傾斜が続く平坦地帯で、耕地に占める畑と水田の割合はほぼ半々になっています。水田は、米麦二毛作が主体で、県内一の小麦の産地であり、集落営農の法人化も進んでいます。畑作はキュウリ、トマト、ナス、ホウレンソウ、ニラ、ゴボウ、ネギ等多品目な野菜を生産する産地となっています。

１．新規就農の現状

農業従事者の高齢化により農業労働力が減少する中で、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

２．新規就農者数の推移

令和元年以降の新規就農者数の推移についてみたものが下図になります。過去７年間の平均では 22 人が就農しています。近年では新規就農者のほとんどが自営就農者（親元就農）や雇用就農者となっており、新規参入者（独立自営）は平均して５名となっており新規参入は厳しい状況となっています。

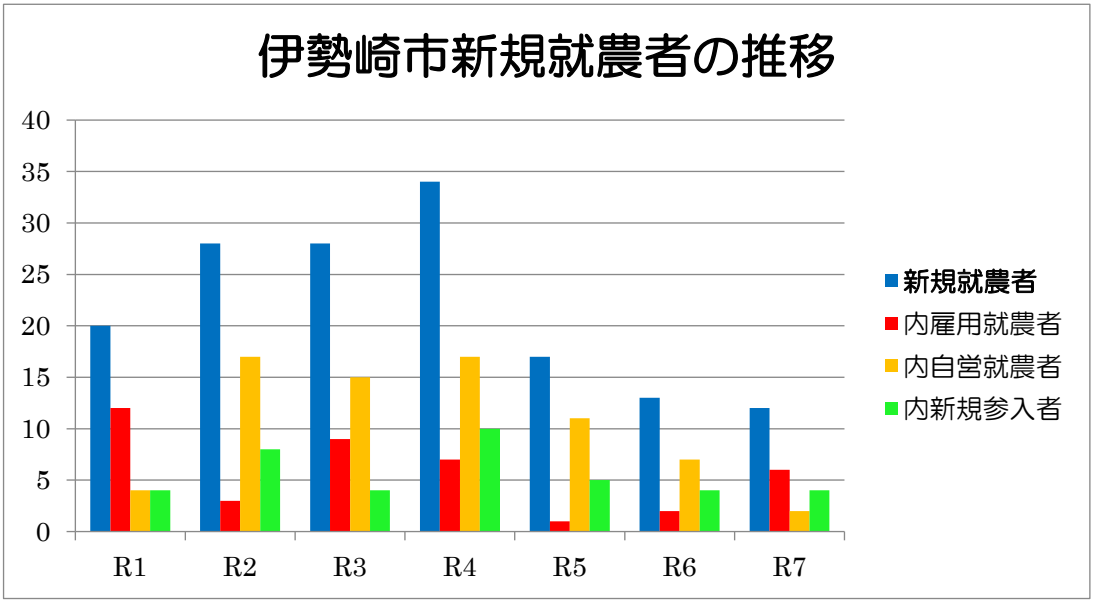

このような状況を踏まえ、伊勢崎市では青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を目指します。

就農までのみちのり

今日の農業は、優れた経営者能力に加えて、強い意志と情熱なくしては農業を経営として成り立たせることは困難です。ただ、農業を楽しみたいなら、市民農園などの利用をお勧めします。

また、就農にあたり、家族としっかり話し合い、理解と同意を得ることが大切です。

次に、「農業」と一言で言っても作物の種類も多く、栽培方法にも違いがあります。

自分が将来「どのような農業経営を行いたいのか」頭に描いている農業のイメージを固め、じっくりと計画を立ててください。

～農業をはじめるにあたり～

・農業をする目的は何か
・経営作目は何か、どのような栽培方法で、どれだけ作りたいか
・経営の規模や収支はどのくらいか、生産物の販売はどのようにして行うのか
・就農地はどこにするのか、農地は借地か購入か
・栽培技術及び経営管理はどのように習得するのか
・設備投資等の資金はどのように調達するのか
・住宅及び当面の生活費、運転資金の確保はどのように行うのか
・就農してから収入を得るまでの間の生活費は確保してあるのか　　etc.

職業として農業を営むには、**「栽培技術」**と**「経営管理」**の知識が必要です。そのためには、就農前にこれらを習得しておく必要があります。

また、農業を始めるためには、様々な資金も必要になります。

大きく分けると次の４つに区分されます。

～必要となる資金～

・研修のための資金
・初期投資（農地購入や借地、施設・機械等の購入）のための資金
・運転資金（種苗や肥料・農薬・資材等の１年分程度の営農資金）
・生活資金（現金収入が入るようになるまでの生活資金）

新規就農の場合、かなりの初期投資と運転資金がまず必要となります。また、生活資金の準備も必要となります。必要となる資金は作目によって大きく異なるので、営農計画と生活設計を綿密に立てることが大切です。

資金はできる限り自己資金を活用することが望ましいですが、公的な融資制度の活用も一つの方法です。

伊勢崎における

ナスやホウレンソウ栽培の魅力

【ナスの特色】

露地ナスは、収益性が高く安定した販売が期待されることから、県内全域で積極的な作付推進を図っていますし、平成 27 年度からは県下７JA による共計販売も開始され、有利販売につなげています。

また、新規栽培者や定年帰農者が栽培に取り組む事例も多く、経験が少ない人でも丁寧な栽培管理によって高い収量をあげることができ、やりがいをもって取り組む人が多くいます。

【ホウレンソウの特色】

ホウレンソウは、県内全域に産地が形成され、標高差を活かした周年的な生産により、年間を通じて市場占有率が高く量販店等からの期待が高い品目です。伊勢崎市では、秋冬どりが盛んで、露地やトンネル栽培が行われ、肉厚で食味が良いことから市場関係者から高い評価を得ています。最近は甘みが強い「ちぢみほうれんそう」が、冬期限定（１２～２月）で出荷され、好評を得ています。

伊勢崎市でナスやホウレンソウを栽培するメリット

☆産地規模が大きく市場から信頼されています。
☆生産者の知識・技術レベルが高いです。
（近くの農家から技術習得が比較的容易です。）
☆初期の投資が少ないです。
☆ＪＡ・関係機関のサポートが充実しています。
☆新規参入者の受入実績がすでにあります。（先輩就農者がいます。）
☆夏秋ナス･ホウレンソウとも JA 佐波伊勢崎では野菜価格安定事業の対象品目であり、市場価格が下落した際でも、一定価格が補填されます。

※野菜価格安定事業とは

野菜は、天候等の影響を受けやすく、供給量によって価格が大きく変動します。そのため、野菜の供給と価格の安定のため計画的な生産・出荷を推進するとともに、県内の野菜産地から市場に出荷した野菜の販売価格が著しく低下した場合に、あらかじめ国・県・市町村・全農・農協及び生産者が積み立てておいた資金を生産者に交付することにより、生産農家の経営安定と産地の育成、及び消費生活の安定を図る制度です。

就農までの流れ

伊勢崎市に就農を希望する方と面談による相談会を行います。**基本的に栽培技術や経営技術を習得していることが必要です。**さらに農地の貸借など、就農にかかわる様々な手続きが求められます。

就農相談

・市農政課、伊勢崎地域農業課にて相談カードの記入

就農希望者の要件

・心身ともに健康で、就農意欲が高く、伊勢崎市内に就農できる方

研修・栽培技術の習得

・専門的な技術と経営管理能力を身に付け、きちんとした経営計画のもとで作業を行っていくことが求められます

※先進農家への研修、雇用就農、農林大等希望する研修を決定する。

就農相談会

・相談カードや青年等就農計画をもとに面談にて相談会を行う。

（青年等就農計画認定までの流れについて詳しくは８ページへ）

【関係機関】市農政課・市農業委員会
伊勢崎地域農業課
JA 佐波伊勢崎

農地手続き

・賃借手続（利用権設定等）
市農政課・農業委員会

（農地の確保について詳しくは６ページへ）

就　農

体験事業と栽培技術の修得

独立就農を目指し農業を職業として成り立たせるには、早期に栽培技術を習得する必要があります。また、農地貸借や支援農家等の情報は、就農希望の地域で情報収集したほうが効率的です。

（１）農業体験事業（県農業構造政策課）
将来群馬県内で就農を目指す人を対象にした農業体験を実施する。
コース：入門コース（２日）、初級コース（７日）
連絡先：027-226-3064

（２）ぐんま農業実践学校（就農準備校）
農業を志す方を対象に基本的な知識の習得を目指す。
コース：野菜専門技術課程　（4～3 月、全 70 回）
有機農業コース　（4～12 月、全 25 回）
野菜基礎技術課程　（4～12 月、全 10～12 回）
いちごコース　（7～2 月、全８回）
トラクター操作講座（８～９月、全２回）
農業体験講座　（半日体験）
連絡先：群馬県立農林大学校研修部就農支援係　027-371-3841

（３）群馬県立農林大学校
コース：２年制昼間課程（２年間）
社会人コース　（１年間）

（４）働きながら学ぶ（農家研修・雇用就農）
独立支援をしてくれる農家や農業法人等へ就農し、働きながら農業技術を習得。
働きながら学ぶメリット
・実践的な栽培技術を習得することができる
・就農地の農業者とのつながりができる
・地域の農業者から信用を得ることにより農地の貸借がスムーズになる
・研修受入先が就農後も栽培技術等の相談にのってくれる

農地の確保

農業を始めるためには、農地の確保が基本で最も大切なことになります。特に新規就農者にとっては、農地の確保は大きな課題です。農地を買ったり借りたりする場合は、農地法または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく許可などを受ける必要があります。許可などを受けないと、当事者間で契約を結び金銭を払っても、登記ができず権利は保護されません。

農用地等の借り入れまたは取得に関する手続き

農地法に基づくもの【市農業委員会】

☆概ね以下の条件を満たせるか否かを市町村農業委員会において審査し、農地の借り入れ、あるいは取得の許可が得られます。

（１）農地の借り受け者（取得者）自らが農業経営を行い、その農地のすべてを効率的に耕作することが見込まれること。

（２）農業経営に必要な農作業に常時従事（概ね年間１５０日以上）すること。および、農機具の確保が見込まれること。

（3）農業経営を始めるための資金計画や経営計画が適切であること。

農地中間管理事業の推進に関する法律【市農政課】

☆担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地の中間的受け皿となる組織「農地中間管理機構（群馬県農業公社）」を通じて農地を借り入れするものです。

（１）市町村における農地等の総合的な利用計画に即していること。

（２）借り受け農地のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

（３）農業経営に必要な農作業に常時従事（概ね年間１５０日以上）すること。

（４）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（５）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるもの。

（６）農業経営を始めるための資金計画や経営計画が適切であること。

各種助成制度

独立就農するためには、農業用機械の整備やパイプハウス等の資金が必要となります。
新規就農者向けには、主に青年等就農資金がありますが、認定新規就農者になることが要件であり、それぞれに審査があります。
また、経営が不安定な就農直後（３年以内）の所得を確保することを目的とした資金（旧農業次世代人材投資資金・旧給付金）があります。
これら助成制度を効果的に活用することが可能です。

１．認定新規就農者

（１）認定新規就農者とは？
『青年等就農計画』を作成し、その内容が適切であると伊勢崎市が認めた方です。
青年等就農資金を活用するには、認定新規就農者になる必要があります。
（２）青年等就農計画とは？
認定新規就農者になるために「就農時における農業経営の目標」、「５年後の目標」を立てなければなりません。
（３）手続について
認定新規就農者になるための手続や計画書の書き方などは、伊勢崎市農政課や伊勢崎地域農業課が支援しますので、相談してください。

（青年等就農計画認定までの流れについて詳しくは次のページへ）

２．青年等就農資金

農業経営を開始する際に必要な施設、機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金です。
【借入対象者】認定新規就農者（伊勢崎市から青年等就農計画の認定を受けた者）
【借入限度額】３，７００万円　※償還期限１７年以内（据置期間５年以内）

３．新規就農者育成総合対策

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（３ 年以内）の所得を確保する資金や、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援する資金を交付します。
【経営開始資金】認定新規就農者の方に最長３年間、年間最大１６５万円を交付
【経営発展支援事業】認定新規就農者の方に補助対象事業費上限１,０００万円を支援
※【経営開始資金】の交付対象者は、補助対象事業費上限５００万円の支援
事業費補助率：国 1/2、県 1/4、本人 1/4　（必ず本人負担があります）

（新規就農者育成総合対策について詳しくは９～１２ページへ）

青年等就農計画認定までの流れ

～青年等就農計画の主な申請要件～

・市内において新たに農業経営を営もうとする青年等（原則１８歳以上４５歳未満）
・農業経営を開始してから５年以内のもの
・計画が市の基本構想に照らして適切であること
・計画が確実に達成される見込み（**栽培技術の習得状況等**）であること　　等

就農相談

↓ 市農政課、農業委員会、農協、伊勢崎地域農業課等関係機関と、就農や青年等就農計画の作成に向け相談会を行います。

青年等就農計画作成

↓ 作目や資金調達計画など、就農から５年間の営農計画を作成し、実現可能な計画か、協議を重ねていきます。

市へ提出

↓

事前検討会を行う

↓ 認定希望者ご本人にもご出席いただき、関係機関等と計画が実現可能なものかについて内容の精査を行います。

伊勢崎市農業経営基盤強化促進会議

↓ 就農相談会同様、認定希望者ご本人にもご出席いただき、計画の説明や意気込み等をアピールしていただきます。
※認定農業者の審査会に合わせて行うため、おおむね３～４ヶ月に１度の開催となります。

認　定

●新規就農者育成総合対策【経営開始資金】【経営発展支援事業】（交付要件は９～１２ページを参照）の交付を希望する場合は要件があり、地域計画のうち目標地図に位置づけられていることが必要になります。

認定に向けてのスケジュール(例)

４～５か月前	３～４か月前	２か月前	１か月前	認定審査会
相談期間 就農準備	計画作成開始	計画提出	事前検討会	伊勢崎市農業経営基盤強化促進会議 （年３～４回）

※相談期間、計画作成期間は個々で異なります。また開催月については、不定期になりますのでスケジュール例として記載してあります。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（３年以内）を交付する事業です。

～資金交付要件～

１　独立・自営就農時の年齢が原則５０歳未満の認定新規就農者※1で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

※1　伊勢崎市において農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

２　次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること

ア　農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

（農地の確保について詳しくは６ページへ）

イ　主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。

ウ　生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ　交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ　交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

３　青年等就農計画等※2が、農業経営を開始して５年後までに農業（農業生産のほか、自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等）を含む。）で生計が成り立つ計画であること。また、計画の達成が実現可能であると見込まれること。

※2　農業経営基盤強化促進法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したもの

４　経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと伊勢崎市長に認められること。

５　地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられていることが確実と見込まれること、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

６　生活保護等、生活費を支援する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。さらに、経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。

７　園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。

８　青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が６００万円以下であること。

９　就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。

※予算の範囲内での交付になりますので、上記の交付要件を満たしたとしても交付が受けられない場合がありますので、ご了承ください。

交付対象の特例

① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定の締結、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合、また夫婦共に目標地図に位置付けられる者等になる場合）は、夫婦合わせて１．５人分を交付する。
② 複数の新規就農者が法人を設立して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。ただし、経営開始後３年以上経過している農業者が法人の役員に１名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

交付停止

1　前年の世帯全体の所得が６００万円を超えた場合
2　青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合

返　還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

交付金額

最長３年間（経営開始後３年度分まで）
年間１６５万円

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を県が支援する場合、県支援分の２倍を国が支援する事業です。

～資金交付要件～

１　独立・自営就農時の年齢が原則５０歳未満の認定新規就農者※1で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

※1 伊勢崎市において農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

２　支援を受ける年度中に次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること

ア　農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

（農地の確保について詳しくは６ページへ）

イ　主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。

ウ　生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ　交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ　交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

３　経営発展支援事業計画等※2が、農業経営を開始して５年後までに農業（農業生産のほか、自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等）を含む。）で生計が成り立つ計画であること。また、計画の達成が実現可能であると見込まれること。

※2 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料を添付したもの

４　経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若くは付加価値額を１０％以上増加させ、又は生産コストを１０％以上減少させる経営発展支援事業計画等であると伊勢崎市長に認められること。

５　地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられていることが確実と見込まれること、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

６　農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。また、経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。

７　機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。

８　豚・イノシシ等を飼養する農業経営の場合は、群馬県による飼養衛生管理基準遵守状況等について、確認が行われるていること。

９　就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。

※予算の範囲内での交付になりますので、上記の交付要件を満たしたとしても交付が受けられない場合がありますので、ご了承ください。

交付対象の特例

① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定の締結、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合、また夫婦共に目標地図に位置付けられる者等になる場合）は、夫婦合わせて１．５人分を交付する。

② 複数の新規就農者が法人を設立して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。ただし、事業実施年度の前年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に１名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

返　還

交付対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合

助成対象事業内容

１　機械・施設等の取得、改良又はリース
２　家畜の導入
３　果樹・茶の新植・改植
４　農地等の造成、改良又は復旧

助成額

補助対象事業費上限 1,000 万円（【経営開始資金】交付対象者は上限 500 万円）
補助率：国 1/2、県 1/4、本人 1/4　※必ず本人負担があります

伊勢崎で就農（起業）する心構え

１．農業を生業とするには「強い意欲」が必要です

今日の厳しい農業情勢の中では、優れた経営管理能力や栽培技術が必要です。日頃から「強い意欲」をもって経営していきましょう。

２．農業で生活するには、３～５年必要です

ある機関の調査では、ほとんどの人が就農後３～５年程は経営的に苦しい時期が続くとあります。この間に離農する人も少なくありません。公的機関の資金に頼らなくても成り立つ経営を目指していきましょう。

３．就農に必要な資金を確保することが必要です

就農するためには、機械・施設の購入、経営初年度に必要な種苗や肥料代など多額の資金を必要とします。農業を始めることは、新たに事業（会社）を立ち上げることと同じです。自然が相手の事業であり、災害時のリスクにも対応しなければならないので、ある程度の資本金（元入金）を持ってから就農することが望ましいです。

４．当面の生活資金の準備が必要です

生活費は、自己資金で賄う必要があります。最低２年間、気象災害や病害等で収入が見込めなくても、生活していけるだけの自己資金を、営農資金とは別に用意しておくことが望ましいです。

５．地域の人との付き合いを大切にしていきましょう

農村では、用水や農道の管理作業、伝統行事など、人付き合いが大切です。研修期間中からも地元の農家と付き合うことで、就農がスムーズになることもあります。積極的にコミュニケーションをとりましょう。

６．家族や周りの方の理解を得ましょう

家族や周りの方の同意や理解を得て、応援や支援を受けながら農業を始めるほうが心強いです。また、支えてくれる仲間がいることで、作業効率が上がり、高いモチベーションにもつながります。

【問い合わせ先】

伊勢崎市農政課　農業推進係

〒372-8501　伊勢崎市今泉町二丁目 410
TEL0270-27-6272
FAX0270-21-5730

伊勢崎市農業委員会事務局　農業振興係

〒372-8501　伊勢崎市今泉町二丁目 410
TEL0270-27-2782
FAX0270-23-9800

中部農業事務所　伊勢崎地域農業課

〒372-0031　伊勢崎市今泉町一丁目 233-2
（総合教育センター内）
TEL0270-25-1252
FAX0270-25-1278

ＪＡ佐波伊勢崎営農支援課

〒372-0812　伊勢崎市連取町 3096-1
TEL0270-27-3030